

# 岩手大学における生涯学習指針

令和元年11月19日 制定  
令和7年2月18日 一部改正

## 1. 岩手大学における生涯学習指針策定の趣旨

岩手大学の理念である「地域社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会の文化の向上」、さらに社会貢献目標である「教育研究の成果の社会的な還元を基本として、地域社会における高等教育の享受のための機会の拡大と生涯学習に資する場や学術の提供」をより積極的に実践することを目指し、組織的かつ効果的に生涯学習の取組を推進していくために、本学構成員と学外のステークホルダーに対して、岩手大学の生涯学習指針を定める。

## 2. 目標

地域社会に開かれた大学として、本学の教育研究シーズをもとに広く一般市民に高等教育の機会と生涯学習に資する場を提供するとともに、社会変化への対応や自己実現を図るための社会人の学び直しを支援することにより、地域社会の文化・教養ならびに職業人の能力・スキルの向上を図る。さらにはリカレント教育プログラムと大学院が連携して地域の多様な社会人と高度な専門知識を持った学生との相互交流の場を提供することにより、幅広い視野と柔軟な対応力を持つ人材を育成するとともに、社会人の大学院進学に対するモチベーションを高める。

## 3. 生涯学習の定義

本指針における生涯学習とは、岩手大学で取り組んでいる児童生徒・一般市民向けの公開講座、さらには社会人向けのリカレント教育を言い、それぞれのプログラムは一般市民の人生100年時代（マルチステージ）における多様な「学び」の機会に対応するものである。

## 4. プログラムの実施体制

生涯学習に関連する事業を専門に担当する支援組織として地域社会教育推進室（以下「推進室」という）が設置されている。推進室は、学部等の代表者から構成されるリカレント教育推進委員会ならびに大学院各研究科との連携に基づいて、各部局・センターの研究・教育資源、人的ネットワーク等を活かした生涯

学習事業を支援・推進する。自治体、企業、NPO 等の業界団体から生涯学習に関する相談があった場合は、受講者のニーズや学内の教育研究シーズを踏まえ、適正な対価をともなう新規プログラムの開講や講師派遣等について調整することにより、各種ステークホルダーのニーズに沿ったコーディネートを行う。

## **5. 公開講座の実施における基本方針**

公開講座は、本学の教育研究の成果を社会に公開し、地域社会の教育・文化の向上に資するためのプログラムであり、1日以内で実施することを原則とする。公開講座の対象者と主な内容は、①一般市民向け：自然科学、人文社会科学、芸術・スポーツ分野等の講義や体験学習を通して広く教養を高めることを重視するプログラム、②高校生向け：高等教育への理解を深め将来のライフデザインに繋がるプログラム、③小・中学生向け：知的好奇心を満足させ学習への意欲を高めるプログラム、とする。公開講座の講習料は、「岩手大学特別の課程及び公開講座等講習料規則」によるものとする。ただし、対象者が小・中・高校生の場合は地域を担う人材を育成する観点から講習料を免除することができる。

## **6. リカレント教育プログラムの実施における基本方針**

リカレント教育プログラムは、企業や自治体職員等の現役の社会人（復職希望者を含む）が大学で学ぶことを通して自らの能力の向上を図ること、具体的には①現在または将来の職業を遂行するために必要な専門的技術・技能の修得・向上、②自らの視野を広げるための自己啓発、教養、コミュニケーション能力の向上、を目的として実施する。新規のリカレント教育プログラムの開設にあたっては、原則として、2日間（12時間）以上の講習時間が設定されていること、プログラムを持続的に運営していくために必要とされる適切な講習料を徴収すること（ただし、本学大学院生、学部生が受講する場合、講習料を免除することができる）、を主たる要件とする。